



不法投棄の未然防止を！

不法投棄禁止啓発看板の無料配布

津市では、不法投棄を未然に防止するために日本語版と外国語版(スペイン語、ポルトガル語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語)の不法投棄禁止啓発看板を作成し、無料で配布しています。看板を設置することで、投棄者に、定期的に見回りを行い管理されている敷地であることを知らせ、不法投棄を防ぐことが期待できます。

不法投棄は、管理されておらず草が生い茂っている場所や人目につかない場所などに多く発生します。不法投棄の被害に遭わないためにも、敷地の管理や定期的な見回りを行いましょう。

また不法投棄されたごみを処分せずに、そのままにしておくと、新たなごみを呼ぶことになり、状況を悪化させることとなります。不法投棄されたごみは、早急に撤去するようにしましょう。



不法投棄禁止啓発看板

事業所のごみは家庭ごみ一時集積所には出せません

家庭ごみ一時集積所は、日常生活に伴って排出された廃棄物を出す場所であり、事業所から排出された廃棄物(事業系一般廃棄物および産業廃棄物)は出せません。

事業所から排出される廃棄物については、事業系一般廃棄物であれば、西部クリーンセンターまたはクリーンセンターおたかへ搬入するか、津市の許可を得た一般廃棄物収集運搬業者へ依頼して処理する必要があります。

また産業廃棄物は事業者の責任で、産業廃棄物処理業の許可を得た業者へ依頼し、処理する必要があります。 ※津市の処理施設に搬入することはできません。



事業所から排出される事業系一般廃棄物の例

- 飲食店から排出される食品残さ(食べ残しなど)
- 事務所から排出されるリサイクルできない紙類(シュレッダーごみ)
- 美容院や理容室から排出される髪の毛

事業系一般廃棄物と間違えやすい産業廃棄物の例

- 飲食店から排出されるプラスチック製ストローやスプーン
- 事業所から排出されるビニール紐や緩衝材、梱包材、ペットボトル、弁当がら、空き缶、空き瓶

産業廃棄物を家庭ごみ一時集積所に排出したり、津市の処理施設に搬入すると、不法投棄に該当する場合があります。事業所から排出された廃棄物は、責任を持って事業者が自ら処理してください。

不法投棄を見つけたらご連絡ください

不法投棄が行われている、もしくは不法投棄をしようとしているところを発見した場合は、下記連絡先へご連絡ください。

また、通報時には、日時、場所、投棄者の性別・人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物などをお伝えください。

きれいで住みやすいまちにするため、不法投棄の防止にご協力ください。

連絡先

- 環境政策課 ☎229-3258
- 津警察署 ☎213-0110
- 津南警察署 ☎254-0110



早期発見が早期解決につながります！
通報にご協力をお願いします。

